

## 「就労総合支援事業に関する公募型プロポーザル」の質問と回答について

	質 問	回 答
1	<p>就労準備支援事業の実績を教えてください。 令和5年度・令和6年度・令和7年度の実績を希望いたします。 ※令和7年度については、12月末もしくは1月末時点の実績をお願いいたします。 &lt;項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者数</li> <li>・就職者数</li> <li>・独自就職決定者数(独自開拓の求人による就職者数)</li> <li>・3ヶ月経過時点での就職定着率</li> <li>・独自求人開拓件数</li> </ul>	<p>令和7年度(12月末時点) 支援者数:21名(生活保護受給者6名・生活困窮者15名) 就職者数:5名(生活保護受給者2名・生活困窮者3名) 令和6年度 支援者数:34名(生活保護受給者15名・生活困窮者19名) 就職者数:10名(生活保護受給者5名・生活困窮者5名) 令和5年度 支援者数:43名(生活保護受給者19名・生活困窮者24名) 就職者数:10名(生活保護受給者2名・生活困窮者8名) なお、その他の数値については、事業の特性および事業内容の関係上、数値を算出していないため、回答は差し控えさせていただきます。</p>
2	次期事業(令和8年度以降)で特に重視する成果指標はございますでしょうか。	<p>就労準備支援事業の支援対象者につきましては、数値による成果評価が非常に難しいものであると認識しております。 そのため、本事業においては継続的な支援の提供が重要であることから、事業の利用を中断した場合の「利用中断率を10%以下とすること」のみを数値目標として設定しております。 なお、評価にあたりましては、当該数値のみを重視するものではありません。 セミナーの種類の充実度やフリースペースの活用方法など、支援対象者に対してより良いサービスが提供されているかといった観点についても重視しております。</p>
3	就労準備支援事業について①事業利用者数(生保、困窮)の目標値をご教示ください。	<p>就労準備支援事業につきましては、事業の特性上、利用者数の目標値は設定しておりません。 利用者数の定員につきましては、仕様書のとおり37名としており、その内訳は訪問型7名、通所型30名となっております(生活保護受給者:25名、生活困窮者:12名)。</p>
4	就労準備支援事業において、現在の体制(従事者の人数)をご教示下さい。	開庁日における就労準備支援事業の担当職員数は3人工で運営しております。

5 過去3年の就労支援①支援者数②就職者数③就職定着率④求人開拓件数⑤独自求人就職決定者数をご教示ください。	令和7年度(12月末時点) ①支援者数:88名(生活保護受給者33名・生活困窮者55名) ②就職者数:34名(生活保護受給者 7名・生活困窮者27名) ③就職定着率:55.8% ④求人開拓件数:312件 ⑤独自求人就職決定者数:5名(生活保護受給者2名・生活困窮者3名) 令和6年度 ①支援者数:172名(生活保護受給者58名・生活困窮者114名) ②就職者数:127名(生活保護受給者39名・生活困窮者88名) ③就職定着率:68.3% ④求人開拓件数:504件 ⑤独自求人就職決定者数:87名(生活保護受給者24名・生活困窮者63名) 令和5年度 ①支援者数:149名(生活保護受給者50名・生活困窮者99名) ②就職者数:83名(生活保護受給者27名・生活困窮者56名) ③就職定着率:84.6% ④求人開拓件数:513件 ⑤独自求人就職決定者数:40名(生活保護受給者17名・生活困窮者23名)
6 次期事業(令和8年度以降)で特に重視する成果指標はございますでしょうか。	就労支援事業においては、令和6年度から7年度にかけて就職者数が減少傾向にあることから、事業効果の改善がより重要となるため就職者数を最も重要な指標として位置づけております。
7 就労支援について①事業利用者数(生保、困窮)②就職者数③定着率④求人開拓数の目標値をご教示ください。	①支援者数:240名以上(生活保護受給者80名以上・生活困窮者160名以上) ②就職者数:146名以上(生活保護受給者50名以上・生活困窮者96名以上) ③定着率:75%以上(生活保護受給者75%以上・生活困窮者75%以上) ④求人開拓数:320件以上
8 就労支援事業において、現在の体制(従事者の人数)をご教示下さい。	開庁日における就労支援事業の担当職員数は4人工で運営しております。

9	直近3年間における府中市の被保護率および被保護世帯数について、世帯類型別の数値をご教示いただけますでしょうか。	<p>令和7年度        ・被保護率: 18.5%        ・被保護世帯数: 3,878世帯(高齢1,887世帯、母子212世帯、障害357世帯、傷病388世帯、その他1,034世帯)"</p> <p>令和6年度        ・被保護率: 18.8%        ・被保護世帯数: 3,904世帯(高齢1,902世帯、母子225世帯、障害359世帯、傷病392世帯、その他1,026世帯)"</p> <p>令和5年度        ・被保護率: 19.2%        ・被保護世帯数: 3,960世帯(高齢1,927世帯、母子239世帯、障害355世帯、傷病415世帯、その他1,024世帯)"</p>
10	プレゼンテーション用の動画について、提出方法及びルールなどを教えてください。	<p>提案に関する映像の提出要件は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に係る提案内容および支援体制等について、30分以内にまとめた映像とすること。</li> <li>・顔出しの有無は問わないが、本業務の統括責任者および担当者が事業の説明を行うこと。</li> <li>・審査に影響を与えるおそれのある音響(BGM)は使用しないこと。</li> <li>・会社名が推測可能な情報を含めないこと。</li> <li>・動画の提出方法は、市が別途指定するシステムでデータを提出すること。</li> </ul> <p>なお、システムについては、申し込みのあった事業者に当市からメールでご案内します。メールは18日(水)午後6時ごろに配信予定ですので、そちらから19日(木)午後5時までにアップロードしてください。</p>
11	企画書は任意のフォーマット(PowerPoint)で作成、提出可能でしょうか。また枚数制限はございますでしょうか。	<p>PowerPointにて作成してかまいません。        上限枚数及び印刷の方向の指定もございません。        しかし、プレゼンテーションの時間が30分以内ですので、時間内に提案書の全体を説明できるように、ご配慮お願いします。</p>

12	<p>今回3事業あるかと思いますが、企画書は1つにまとめて作成でよろしいでしょうか。若しくは3つ事業それぞれの企画書が必要でしょうか。</p> <p>就労総合支援事業は、就労準備支援事業及び就労支援事業の2事業を一体的に運営するものであり、複合的で様々な課題を抱える対象者に対して、継続的かつ総合的な支援を提供することを目的としております。</p> <p>そのため、本市では両事業を合わせて「就労総合支援事業」として実施しております。</p> <p>また、2つの事業を1つの事業として取り扱うことから、提案にあたっては両事業を一体化した1つの提案書をご提出いただくこととしています。同様に、プレゼンテーションについても1つのプレゼンテーション動画を作成していただきます。</p> <p>ご提出いただく提案書及びプレゼンテーション動画につきましては、すでに公表しております「受注候補者を選定するための評価基準」に基づき、評価いたします。</p>
13	<p>2事業において、兼任者としてサポートに入ることは可能でしょうか。(例:精神保健福祉士がメイン就労支援担当だが、知見を活かし、就労準備のサポートに入る等)</p> <p>仕様書内に記載の受託者の受託体制につきましては、開庁日における体制を示しております、兼任を認めておりますが、必ず5人工以上の体制で実施することとしております。</p> <p>また、仕様書で定めている資格を所持している場合には、日によって担当職員が就労支援員と就労準備支援員の双方の業務に従事することは可能です。</p> <p>さらに、5人工以上の人員が確保され、かつ運営に支障が生じない場合には、就労準備支援員が就労支援事業のサポートに入ること、またはその逆についても、市へ報告のうえ、市が認めた場合には実施可能といたします。</p>
14	<p>受託体制における有資格者の配置数に関して、「就労支援員と就労準備支援員については両職務の兼任を認める」(仕様書p.2)と記載がありますが、2名が兼任で資格要件を満たす場合、他2名には要件は必須とされないものとみて相違ないでしょうか。</p> <p>ご認識とは異なります。</p> <p>開庁日においては、生活福祉課内に常駐する職員を含め、5人工以上の体制で事業の運営を行っていただく必要がございます。</p> <p>また、それぞれの職務には資格要件を設けておりますため、従事する職員については、仕様書に記載の資格要件を満たしていただく必要がございます。</p>

15  <p>資格要件を事業開始時には満たさないものの、事業の遂行において有資格者と同等の能力及び経験を有する職員を、配置基準に含めることは可能でしょうか。上記が認められない場合、資格取得までの期間における「経過措置」や「代替要件」など、既存職員の配置を継続するための救済的な仕組みはございますでしょうか。</p>	<p>本事業を4月1日より実施するにあたり、従事する職員は、仕様書に記載される資格要件を必ず満たしている必要があります。</p> <p>ただし、資格要件を満たすことが困難な場合には、必要に応じて職員の再委託を認めるものといたしますが、受託者はできる限り早い時期に直接雇用する社員が該当の資格を取得し、自社のみで資格要件を満たすため最大限の努力をするものとし、市が許可する再委託期間は市が指定するものといたします。</p> <p>また、その場合は、提案書、見積書及びプレゼンテーションに、当該再委託に関する内容を必ず記載及び説明をしていただく必要があります。</p> <p>なお、募集要項に記載されている「別表 受託候補者を選定するための評価基準」のうち、「業務実施体制・人員配置」の項目におきましては、再委託により人員を確保した場合、再委託を行わず自社のみで人員配置を行う場合と比較して、一的な支援の提供やリスク管理などに疑義や課題が生じると判断される場合には、減点の対象となる可能性がございます。</p>
---	---

※質問については、表現等を一部修正しておりますので、ご承知おきください。